

瑞 個 審 収 第 1 号

平成29年6月29日

瑞穂町長 杉浦 裕之 様

瑞穂町個人情報保護審査会

会長 町 田 和 美

諮問個第29-1号について（答申）

平成29年6月1日付け瑞住税発第793号により諮問のあった災害発生時の被災者生活再建支援事業実施に伴う保有個人情報の目的外利用及び通信回線によるオンライン結合について、瑞穂町個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）は、次のとおり答申します。

1 諮問の概要

（1）諮問の概要

今回、諮問に至った被災者生活再建支援事業は、大規模災害発生時の被災者の生活再建支援を迅速に実施するため、町の住民基本台帳情報及び家屋台帳情報をあらかじめ東京都被災者生活再建支援システム利用協議会で共同利用する専用の情報処理システムである被災者生活再建支援システム（以下「生活再建システム」という。）に通信回線で接続し、情報を管理しようとするものです。

（2）保有個人情報の目的外利用

災害発生時の被災者生活再建支援事業実施に伴う保有個人情報の目的外利用について「特に必要があると認められるか」、条例第11条第1項第6号に基づき審査会に意見を求めるものです。

（3）保有個人情報のオンライン結合による提供

災害発生時の被災者生活再建支援事業実施に伴う保有個人情報の通信回線によるオンライン結合について、条例第12条第1項第2号に基づき審査会の同意を求めるものです。

2 審査会の結論

(1) 保有個人情報の目的外利用

諮問の内容のとおり目的外利用することは、特に必要があると判断します。

(2) 保有個人情報のオンライン結合による提供

諮問の内容のとおり、同意します。

3 審査会の判断

(1) 目的外利用の高度の必要性

本件は、条例第11条第1項第1号から第5号までに規定する目的外利用が例外的に許される場合には該当しないと考えます。

そこで、同項第6号の「特に必要がある」と認められるかどうか判断の基準となります。

大規模災害が発生した場合、町は、被災者の救護とともに被災者の生活再建を支援するためにありとあらゆる施策を迅速に遂行しなければなりません。

そこで、町は、被災者の情報を迅速に把握し、被災者への罹災証明書の発行等、被災者の生活再建支援に係る業務を関係部署と連携し迅速に行うために、特に、住民基本台帳及び家屋台帳に記録されている個人情報を目的外利用する必要があると判断します。

(2) オンライン結合の適否

オンライン結合の適否については、条例第12条第1項第2号に規定されている「事務の執行上必要かつ適切と認められ」、かつ、「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている場合」に該当するかどうか同意に当たっての判断の基準となります。

① 事務の執行上必要かつ適切と認められるか。

実施機関から説明を聴取したところ、生活再建システムの導入によって発災時の被災者情報の把握を容易にし、被災者への罹災証明書の発行を迅速に行うことができるといった業務の効率化が図られること、また、データベースを被災者台帳として活用することで、義援金・支援金の支

給、仮設住宅入居手続等の業務において、被災者に対して公平公正で迅速な生活再建支援が可能となるとしています。

以上により、審査会は、本件では「事務の執行上必要かつ適切」と判断します。

② 保有個人情報について必要な保護措置が講じられているか。

ア 実施機関から説明を聴取したところ、実施機関における保護対策としては以下の措置が講じられるとのことでした。

(ア) アクセス権者の制限、ID・パスワードによる利用者認証、端末・記録媒体の施錠管理を行う。

(イ) 情報提供手段として総合行政ネットワーク（LGWAN）回線が利用されることから、インターネット等の外部ネットワークと隔離し、直接のアクセスが遮断されることに加え、通信経路におけるデータの暗号化、ファイアウォールの設置を行う。

(ウ) 生活再建システムの利用者別ログイン、データベースへのアクセスなどの記録を作成し保管するとともに、その記録を定期的に生活再建支援システム運用管理者が、監視、分析する。

また、生活再建システム稼働時の利用者研修を受講することにより、利用者としての役割・責務を徹底するとのことでした。

イ 他方、受託者における保護対策としては以下の措置が講じられるとのことでした。

(ア) サーバ設置場所でのIDカード・生体認証による入退室管理、通信の暗号化が行われる。

(イ) 停電対策として非常用の自家発電設備や無停電電源装置が設置される。

(ウ) 災害時復旧のために定期的にサーバ内のデータのバックアップを行う。

また、サーバを設置するデータセンターは新耐震基準が満たされ、安全性が確保されているとのことでした。

ウ 以上により、審査会は、「保有個人情報について必要な保護措置が講じられている」と判断します。

③結論

本件は、これら①、②の要件が認められ、オンライン結合に同意するのが相当と判断しました。

4 実施機関に対する提言

実施機関は、保有個人情報の適正な管理のために必要な保護措置を徹底し、情報の漏えいの防止に努めていただきたい。